

保護者の皆様へ

国立市子ども家庭部長 松葉 篤
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症流行下における保育園、認定こども園の運営について
(令和3年度第5報)

日頃より当市の保育・幼児教育行政にご理解、ご協力を賜り深く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきまして、国立市では、感染拡大予防の観点から、継続して保育園等にお子さんを預ける保護者に家庭保育のお願いをさせていただいているところであり、令和3年8月に第4報という形で保護者の皆様へ通知をさせていただきました。

それ以降、感染状況が落ち着いた状況でしたが、令和4年に入り、感染力が強いと言われるオミクロン株による感染が東京都内で急拡大しております。

今後、休園等の措置も想定されることから、改めて下記の通り、お願いをさせていただきます。

記

1. 幼稚園や学校の3学期が始まったこともあり、子ども同士の接触の機会が増えることにより、感染がさらに広がることも予想されます。保護者の方も含め、改めてご家族の感染予防に努めていただくとともに、保護者の方がご自宅にいる場合など、可能な範囲で、家庭保育のご協力をお願いいたします。

例えば育児休業中の方については登園日数を減らしていただいたり、在宅勤務の方については預ける時間を短縮していただいたりと、少しのご協力でも感染リスクを下げることができます。

園内で陽性者が判明した際、休園となる可能性があるだけでなく、登園していることにより、園児が濃厚接触者と判定されてしまうと、現状では2週間の自宅待機となるなど、日常生活や保護者の方の勤務等にも大きな制約が出てきます。どなたでも陽性者となる可能性がある状況であるため、陽性となった方を責めるようなことはあってはなりません。陽性者や濃厚接触者になってしまうリスクが高まっている状況をご理解下さいますようお願いいたします。

なお、保護者の勤務する企業等に宛てた可能な範囲での家庭保育への配慮をお願いする通知を国立市ホームページに継続して掲載しています。企業等に強制的に配慮をお願いするものではありませんが、必要に応じてご活用下さい。

2. 別紙「園関係者の感染状況に応じた基本的な対応」及び「保育園・認定こども園登園等の注意事項」を改めてお知らせいたしますので、ご確認下さい。

特に、園児や保護者が陽性者となった場合はもちろんのこと、園児や保護者がPCR検査や抗原検査を受検している場合や濃厚接触者と判定された場合についても、園内での感染拡大を防止するため、必ず速やかに園にご報告をいただくとともに登園をお控え下さい。

3. 2の下線部の場合について、症状改善後等の園児の登園や保護者の送迎にあたっては、園に事前にご相談いただくとともに、必ず保健所、PCR検査等を受けた医療機関の指示に従って下さい。
4. 感染者の急増により、今後、保健所の体制のひっ迫や濃厚接触者の判定が遅れる事態が想定されます。国立市では園で陽性者が確認された場合、園医の先生のご協力もいただきながら濃厚接触者の確認を進めることとしておりますが、濃厚接触者の判定が遅れることにより、休園の期間が延びる可能性もあります。その点、予めご了承下さい。
5. 国立市では、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い園が休園した場合や家庭保育のお願いにご協力いただきお休みされた場合などについては、国の通知に基づき、保育料を日割り計算の上で減額する措置を継続しています。国のルールに基づき日割り計算をしているため、お休みの理由を問わず、また、土曜日のお休みの分も含め日割り減額をしております。
- 今後、国立市内の感染状況などを鑑み、家庭保育のお願いを終了とする場合は、保育料の日割り減額も終了となりますこと、予めご了承下さい。終了となる場合は、予め保護者に通知をさせていただきます。

問い合わせ先

国立市子ども家庭部児童青少年課保育・幼稚園係

TEL 042-576-2427

◎園関係者の感染状況に応じた基本的な対応

状態 対象者	陽性	濃厚接触者と判定	PCR検査・抗原検査 (※2)受検	同居家族が濃厚接触と判定又はPCR検査・抗原検査(※2)受検
園児	登園を控える 休園の場合あり※1	待機期間中は登園を 控える	検査結果が出るまで登 園を控える	可能な限り登園を控える
保護者	送迎を控える ※同居の場合、園児は登 園を控える。	待機期間中は送迎を 控える ※同居の場合、園児は可能 な限り登園を控える。	検査結果が出るまで送 迎を控える ※同居の場合、園児は可能な限 り登園を控える。	送迎を控える ※同居の場合、園児は可能な限り登 園を控える。
職員	出勤を控える 休園の場合あり※1	待機期間中は出勤を 控える	検査結果が出るまで出 勤を控える	出勤を控える

園児や保護者が上記の状態に該当した場合は、速やかに園にご報告をお願いいたします。また、上記の表では原則の対応を示しておりますが、表のいずれの場合も、園児の登園や保護者の送迎にあたっては、園に事前にご相談いただくとともに、必ず保健所、PCR検査等を受けた医療機関の指示に従って下さい。

- ※1 園児または職員が陽性の場合、感染拡大防止の観点から、原則、園内全保護者への情報提供（クラス名）、市ホームページでの公表（園名は非公表、「園児」・「職員」の別のみ）を行います。
- ※2 この表中のPCR検査・抗原検査とは、感染の可能性があるため、保健所又は医療機関より検査の必要性があると認められ、PCR検査・抗原検査を受ける場合を指し、勤務先等で定期的に無症状者に対し実施されるものや旅行等に備えた自費でのPCR検査・抗原検査は含まれません。
- ※3 上記の表によらず、同居のご家族の周囲で陽性者が判明した場合は、そのご家族が濃厚接触者と判定されていない場合でも、ご家族に発熱や呼吸器系の症状がある場合には可能な限りお子様の登園をお控え下さい。

◎保育園・認定こども園登園等の注意事項（令和4年1月12日時点）

- ① 毎朝登園前にお子様やご家族の体温を計測し、お子様の検温結果、健康状態を園にお伝え下さい。発熱がある場合や呼吸器系症状など、風邪症状がある場合は登園や送迎はできません。ただし、呼吸器症状等が感染性のものでないと医師が判断した場合はこの限りではありません。
- ② お子様やご家族に発熱等が認められた場合、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器系症状が改善傾向となるまでは、発熱したご本人の登園や送迎はできません。また、園児の同居のご家族に発熱がある場合や呼吸器系症状など、風邪症状がある場合は、可能な限り園児の登園をお控え下さい。
- ③ 登園後にお子様に発熱や呼吸器系症状等が見られる場合は、直ちに保護者の方に連絡しますので、速やかにお迎えをお願いいたします。
- ④ お子様や同居家族の方が陽性もしくは濃厚接触と判定された場合、またはPCR検査等を受けることとなった場合には、園に速やかにご連絡をいただくとともに登園はお控え下さい。
- ⑤ 基礎疾患をお持ちのお子様など、感染した場合のリスクが大きいお子様については、主治医に登園について必ずご相談の上、リスクがある場合については登園を控えていただくようお願いいたします。
- ⑥ 保護者の方が園に入る際はアルコール消毒液等での消毒を徹底し、マスクの着用をお願いいたします。また、園敷地内や周辺での保護者同士の長時間の会話など、密になる環境を作らないよう、ご協力をお願いいたします。
- ⑦ 園行事等については、感染拡大予防の観点から、内容の変更、延期または中止となる場合があります。

※上記取り扱いについては、今後の国・東京都等の方針により変更する場合があります。